

# 女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を発揮し、  
働きやすい雇用環境の整備を行うため、  
次のように行動計画を策定する。

- 1.計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日
- 2.当社の課題 全社員の有給休暇取得率(付与分)が56.7%と低い
- 3.目標と取組み内容・実施時期

## 目 標

全社員の有給休暇取得率(付与分)を75%とする

## 取組み内容・実施時期

- 2022年4月～ 毎月の経営会議で、管理職が率先して有給休暇を取得できるよう業務の効率化と1業務複数担当制を可能とする人員配置を検討する。
- 2023年4月～ 部門ごとの有給休暇取得率を経営会議および社内掲示して公表し全社で共有する。
- 2024年4月～ 当社のワークバランスの取組みについて、取引先に理解を呼びかける。有給休暇取得率が低い部門については、総務部が面談を実施する。